

# 鳥取縣公報

## 條例

### 鳥取縣條例第三十号

鳥取縣條例第十七号鳥取縣衛生試驗條例の一部を次のように改正する。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣衛生試驗條例中改正條例

第四條 削除

第五條第二項 削除

別表及び第二号様式を左の通り改める。

### 別表

品名	試験目的	供試量	手数料
水	水質試験	二リットル	一二〇円
氷雪	定量分析	四キログラム	一五〇

昭和二十四年三月二十九日  
第一千九百九十七号 火曜日

本書ノ大キサハ規定規格 A5 列

鑛泉	同	同	一〇リットル	一、五〇〇
同	定生分析	同	五リットル	三〇〇
同	ラジウム放射能判定	同	同	五〇〇
同	醫治効能判定	同	同	二〇〇
同	温度	同	同	五〇
清涼飲料水	分析	その都度定む	同	一五〇乃至二〇〇
乳汁	脂肪比重検定	四デシリットル	同	五〇
同	定量分析	一リットル	同	三〇〇
同	細菌培養	四デシリットル	同	六〇
同	異常成分含否検査	一リットル	同	二〇〇
乳製品	異常成分含否検査	一リットル	同	二〇〇
同	定量分析	四〇〇グラム	同	三三〇
酒類	異常成分含否検査	一リットル以上	同	一五〇乃至二〇〇
同	定量分析	二リットル以上	同	二五〇乃至三〇〇
醬油	分析	その都度定む	同	一五〇乃至三〇〇

食酢 同 同 一五〇〇乃  
 味噌 同 同 一五〇〇乃  
 各種飲食物 同 同 至三〇〇乃  
 一五〇〇乃  
 至三〇〇乃  
 一〇〇〇乃

飲食物用器具 害否檢定

二個以上

一〇〇〇

鐵錫原料及  
び半田錫

五〇〇グラム以上一二〇〇

一、試験の目的

着色料

同 同 二五〇

一、製造又は採取の日時及  
場所製造者(外國品に在り  
ては引取人  
住所氏名)

化粧品

同 同 一五〇

二、受驗品目の數量

玩具

同 同 二個以上

一、試験手数料金

石鹼

同 同 五〇〇

一、備考

醫療用藥品

同 同 一〇〇

右現品及び手数料金を添え試験を依託する

醫療用外藥品

同 同 二〇〇

昭和 年 月 日

第二号様式

同 同 二〇〇

鳥取縣衛生研究所長殿

試驗依託書

住所 郡市 町 番地

附則

職業 氏名

受驗品目

告示

昭和三十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取縣告示第四百四十六号

す。後三箇月以上のすべての畜牛に「し氣腫疽予防注  
 射を施行するから該当牛の所有者又は管理者は所定の日  
 時及び場所」に畜牛をひきつけ注射を受けなければなら  
 ず。

昭和三十四年三月二十九日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

注射月日 注射区域 注射場所 時刻

第一條 鳥取縣育兒菓子需給調整審議會(以下審議會と  
 いう)は縣内における育兒菓子の生産能率及び品質の  
 向上を図ると共に原料の適正な割当を行うため必要な  
 事項を調査審議する。

四月五日 日野郡多里村一円 日野郡多里村字古市午前九時

第二條 審議會は事務所を鳥取市内に置く。

同 六日 同 日野上村同 同日野上村字三榮 同

第三條 審議會は知事の諮問に応じ第一條の目的を達す  
 るために掲げる事項につき答申するものとする。

同 七日 同 石見村同 同石見村字下石見 同  
 上石見 午後一時

第四條 審議會は知事が必要と認めた事項。

同 八日 同 福榮村同 同福榮村字福塚 午前十時

第五條 会長は委員の互選とし委員は関係吏員、当業者及び消  
 費者の中から知事が任命又は委嘱する。

同 九日 同 山上村同 同山上村字茶屋 同

第六條 会長は審議會を代表し会務を総理し會議の議長  
 となる。会長に事故があるときは会長の指名した委員

同 十日 同 阿毘縁村同 同阿毘縁村字阿毘縁午前九時

第七條 会長は審議會を代表し会務を総理し會議の議長  
 となる。会長に事故があるときは会長の指名した委員

同 十一日 同 大宮村同 同大宮村字印賀 同

第八條 会長は審議會を代表し会務を総理し會議の議長  
 となる。会長に事故があるときは会長の指名した委員

がその職務を代理する。

会長及び委員の任期は一年とする。但し任期中であつても知事において解任又は解囑することがある。

第六條 審議会に書記若干人を置く。書記は会長が任命し庶務に従事する。

第七條 本規程に定めるもの、外審議会の運営上必要な事項については審議会に於て協議して定める。

附 則

この規程は公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣告示第四百七十七号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條の規定により  
岩美郡浦富町 農地委員会委員の候補者につき賞書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年三月二十九日から  
同 年三月三十一日まで

記

◇鳥取縣告示第四百七十八号

鳥取縣氣高郡日置谷村耕地整理組合長並びに組合副長に左の者選任については昭和二十四年三月二十三日附で認可した。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

組合長	氣高郡日置谷村大字奥崎一六一	前家寛二
組合副長	同	大坪二六五 尾崎長保
同	同	奥崎二〇〇 中村林藏
同	同	藏内二六二 石田時夫

◇鳥取縣告示第四百四十九号

労働組合法施行令第三十七條の二の規定により鳥取縣地方労働委員会委員を三月二十六日附左の通り委囑した。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分	氏名	生年月日	住 所	職 業	略 歴
労働者代表	山本 正一	明治三七、五、六	氣高郡鹿野町大字鹿野二、四二四	鳥取貨物自動車会社技手	東部労協副会長 現地方労働委員会委員
同	塚田小太郎	大正八一、一	鳥取市豆腐町四一	日本海新聞社記者	關西速記学会卒 東部労協副会長
同	楠川 信雄	明治三九、一、七	倉吉町字余戸谷町	由良高等学校教諭	師範専攻科卒、縣教組委員長 労協教育諮問委員会委員
同	権田喜一郎	同、四四、四、九	米子市皆生一、七	米子造船会社事務員	堺商業卒、西部労協会長 現地方労働委員会委員
同	松田 勝三	同、四〇、三、一九	同加茂町一丁目一	米子市主事	慶応中退、西部労協副会長 現地方労働委員会委員
使用者代表	足立 益二	同、三九、一、一八	鳥取市東品治町一四	鳥取貨物自動車会社社長	立命館中卒 現地方労働委員会委員
同	清水 臨藏	同、三〇、一、二〇	同梶川町一、二の一	坂島製氷冷凍会社社長	鳥取商工会議所理事
同	山根 儀保	同、二五、三、五	東伯郡倉吉町大字東町四四〇の二	倉吉纖維工業所社長	神戸高商卒 現地方労働委員会委員

00156

同 加藤 章 同 一、三五、二七 米子市明治町八

同 長谷川利隆 同 二八、四三 同道笑町一丁目三

第三者 徳永 長 同 三三、二四 八頭郡用瀬町四三

同 田中 秀次 同 三一、二六 鳥取市西町九三

同 大島 廣正 同 二九、二一 東伯郡上北條村大字穴窪二一

同 青戸 辰午 同 三〇、三〇 米子市加茂町一丁目二二

同 織田 正三 同 三三、二八 同東倉吉町七〇

米子自動車工業会社長

長谷川商会社長

鳥取一高校長

弁護士

上北條村長

弁護士

山陰日日新聞社編輯局長

長谷報導部長

魚粕製造

鳥取縣岩美郡浦富町大字浦富七三二ノ一

同 東伯郡泊村大字泊八八二

魚粕粕製造

鳥取縣西伯郡境町末廣町一四ノ一

同 馬場崎町一〇二

東京商大専門部卒

現地方労働委員会委員

縣經營者協会副会長

東大政治科卒

現地方労働委員会委員

中大英法科卒

地方労働基準委員会委員

倉吉農学校卒

現地方労働委員会委員

早大法学部中退

現地方労働委員会委員

米子中學卒日本海、松陽、島根、大朝記者歴任

現地方労働委員会候補者

境丸共水産加工食品工業所

境水産加工株式会社

鳥取縣告示第五十号

肥料取締法第二條により三月二十九日附を以つて次の者に條件を附して魚粕(魚荒粕)肥料製造營業を免許した。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00157

一、用供しないものを原料とする

一、その他縣から指定したもの

鳥取縣告示第五十一号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 米子市河崎一、〇八一番地ノ二

現住所 同

昭和二十四年三月二十三日第一、三三六号

吉 田 て る

明治四十年九月十五日生

本籍地 氣高郡勝谷村大字宮方二九八番地

現住所 同 美穂村大字下味野三三二六番地

昭和二十四年三月二十三日第一、三三七号

杉 原 経 子

大正十一年六月十一日生

本籍地 岡山縣眞庭郡川上村大字下徳山七〇〇番地

大正十一年六月十一日生

現住所 東伯郡倉吉町仲之町七九八番地 高塚勇方

昭和二十四年三月二十三日第一、三三八号

長 恒 ユ キ 子

大正十五年十月二十一日生

本籍地 福岡縣大牟田市本浜町三番地

現住所 鳥取市北本寺町五六番地

昭和二十四年三月二十三日第一、三三九号

原 田 ヨ シ

明治四十三年八月八日生

本籍地 八頭郡下私都村大字延命寺一三六番地

現住所 鳥取市北本寺町三番地 浜本産院内

昭和二十四年三月二十三日第一、三四〇号

山 本 喜 美 子

昭和二年五月二十三日生

本籍地 氣高郡瑞穂村大字重高七四番地

現住所 八頭郡社村大字樟原二七一番地

昭和二十四年三月二十三日第一、三四一号

山 本 富 子

大正二年二月四日生

鳥取縣告示第五百五十二号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 兵庫縣佐用郡江川村大木谷二八番地

現本籍地 八頭郡智頭町大字智頭七九六番地ノ一

前住所 同

現住所 同

一、八二〇番地ノ一

昭和十五年一月三十一日婚姻により前姓「繁延」を「岡田」に並びに本籍地、住所變更により昭和二十四年三月十日名簿訂正方願い出たので同年三月二十三日訂正

岡 田 崎 克

明治四十四年四月三日生

前本籍地 八頭郡國中村大字久能寺一五一番地

現本籍地 同 賀茂村大字郡家二三五番地

前住所 同

現住所 同

二六一番地

二二番地

昭和二十三年五月六日婚姻により前姓「山根」を「戸田」に並びに本籍地、住所變更により昭和二十四年三月十一日名簿訂正方願い出たので同年三月二十三日訂正

戸 田 賀 壽

明治三十五年一月十九日生

前本籍地 八頭郡智頭町大字八河谷一四六番地

現本籍地 氣高郡豊実村大字宮谷一九九番地

前住所 八頭郡智頭町大字八河谷一四六番地

現住所 氣高郡豊実村大字宮谷一九九番地

昭和二十四年二月二十四日婚姻により前姓「綾木」を「徳沢」に並びに本籍地、住所變更により昭和二十四年三月十一日名簿訂正方願い出たので同年三月二十三日訂正

徳 沢 正 枝

大正十年十二月三日生

前住所 日野郡日野上村大字霞三六三番地

現住所 同二部村大字二部六〇四番地

昭和二十年十一月二十日住所變更により昭和二十四年三月九日名簿訂正方願い出たので同年三月二十三日訂正

岸 本 節 子

大正三年二月十一日生

前住所 東伯郡灘手村大字穴沢一六三番地伊藤実夫方

現住所 同高城村大字上福田三四二番地ノ二

昭和二十四年三月二日住所變更により昭和二十四年三月九日名簿訂正方願い出たので同年三月二十三日訂正

平 岩 崎 子

大正十二年五月八日生

鳥取縣告示第五百五十三号

助産婦名簿から次の者を取り消した。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 鳥取市南本寺町四番地ノ二

住所 鳥取市鏡片原町四〇番地

昭和二十四年三月十四日東京都へ轉住により昭和二十四年三月十二日名簿訂正方願い出たので同年三月二十三日名簿より取消

豊 田 葛 子

明治四十年三月九日生

縣 會 告 示

鳥取縣告示第二号

鳥取縣會議員徵章第七号は昭和二十四年三月二十六日遺失したる旨縣會議員中田吉雄より届出があつたのでこれを無効とする。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

鳥取縣告示第三号

鳥取縣會事務局職員身分証明書第五号は昭和二十四年三月十二日遺失したる旨縣會書記小出整爾より届出があつたのでこれを無効とする。

昭和二十四年三月二十九日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄